

お 知 ら せ

平成23年2月22日
午後 6時00分
大分県農林水産部

大分市上戸次において回収された野鳥の高病原性 鳥インフルエンザウイルスの毒性タイプについて

本日、標記について環境省から発表がありましたのでお知らせします。

記

対象野鳥： 大分市上戸次で2月15日に回収されたアオサギ1羽

検査結果： 本日、鳥取大学における確定検査においてH5N1亜型陽性・強毒タイプと判明

今後の対応： 発生地周辺10km圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化
(県においては2月16日から警戒レベル3を前提として野鳥の監視を強化しており、引き続きこの体制を維持)

参考

- ・ 「警戒レベル3」とは、環境省が定める野鳥の警戒区分で、野鳥の異常の監視の実施とともに、感染リスクの高い33種(カモ類等水鳥、猛禽類、サギ類等)の野鳥については死亡1羽から、その他の種については死亡3個体以上から検査を実施する。
- ・ 2月10日に回収された中津市耶馬溪町山移のオシドリ1羽ほか1羽については、鳥取大学で引き続き検査中。

※ 詳細については、別添「環境省広報室(速報)」を参照してください。

【問い合わせ先】

森との共生推進室 安東、玉田
電話：097-506-3870、3876

報道各社御中 ← 環境省広報室

(情報提供)

京都府、大分県及び宮崎県における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの確認に伴う環境省の対応について

本日、京都府、大分県及び宮崎県においてこれまでに回収された野鳥から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が鳥取大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や都道府県等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf) に十分留意されるようお願いします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

1 主な経緯等

<京都府>

(1) ハヤブサの回収地

京都府相楽郡精華町

(2) 経緯

- ・ ハヤブサ 1 羽を回収 (16日)。簡易検査陽性。
- ・ 本日、鳥取大学における確定検査において H5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。

<大分県>

(1) アオサギの回収地

大分県大分市

(2) 経緯

- ・ アオサギ 1 羽を回収 (15日)。大分県による遺伝子検査は陽性。
- ・ 本日、鳥取大学における確定検査において H5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。



<宮崎県>

(1) 回収地

- ①オシドリ 宮崎県日南市
- ②ハヤブサ 宮崎県延岡市

(2) 経緯

- ①オシドリ1羽を回収(14日)。簡易検査陰性。宮崎県による遺伝子検査は陽性。
- ②ハヤブサ1羽を回収(15日)。簡易検査陽性。

①及び②の検体ともに、本日、鳥取大学における確定検査においてH5N1亜型陽性・強毒タイプが判明。

2 今後の対応

- (1) 発生地周辺10km圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 京都府の発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査)を実施予定。(26日(土)から2日程度。実施主体は環境省(京都府等と連携)なお、大分県及び宮崎県については、これまでの野鳥又は家禽における発生時の現地調査で実施済みのため、改めて行う予定はありません。
- (3) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、再度周知。

【取材について】

- 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。
 - 高病原性鳥インフルエンザが多発していることを踏まえ、防疫措置を強化する観点から今回は、糞便調査の取材機会は設けません。
 - ・京都府分については、写真の提供を京都府より26日14時から17時の間に行う予定です。写真の提供を希望される方は、京都府農林水産部森林保全課(電話：075-414-5022)までお問い合わせください。
- 調査内容等の詳細については、近畿地方環境事務所野生生物課(電話：06-4792-0706)へお問い合わせ願います。)

平成23年2月22日(火)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)

室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)

専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)

担 当：千葉 康人 (内線6473)

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします